

報道発表



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和3年7月16日

文化審議会答申（選定保存技術の選定・認定・解除）について

文化審議会（会長 佐藤 信^{さとう まこと}）は、7月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は90件、保持者数は58名、保存団体は35団体となる予定です。

詳しくは、別紙「I. 答申内容」「II. 解説」「III. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

| | | |
|-----------------|-------|----------|
| 課長 | 鍋島 豊 | (内線2884) |
| 課長補佐 | 山田 隆志 | (内線2933) |
| 文化財調査官（建造物担当） | 結城 啓司 | (内線2796) |
| 文化財調査官（美術工芸品担当） | 地主 智彦 | (内線2893) |
| | 伊東 哲夫 | (内線2889) |
| 文化財調査官（芸能部門） | 吉田 純子 | (内線2866) |
| 審議会係長 | 小林 朝子 | (内線2887) |

電話：03-5253-4111（代表）

(別紙)

I. 答申内容

(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和3年7月16日現在

| 選定保存技術 | 保 持 者 | | |
|--|--------------------|----------------------|----------------|
| 名 称 | 氏名（雅号） | 生年月日（年齢） | 住 所 |
| 有形文化財等関係 | | | |
| ひょうぐようもくせいじくしゅ 表具用木製軸首 せいさく 製作 | はなわ しげみ 花輪 滋實 | 昭和22年7月26日 (満73歳) | 埼玉県熊谷市 |
| びじゅつこうげいひん ほぞんはこ 美術工芸品保存箱 ひも さなだ ひも せいさく 紐（真田紐）製作 | いちむら とういち 市村 藤一 | 昭和3年9月7日 (満92歳) | 東京都板橋区 |
| ざいらい きぬせいさく 在来絹製作 | しむら あきら 志村 明 | 昭和27年6月22日 (満69歳) | 長野県上伊那郡 飯島町 |

(2) 選定保存技術の保持者の追加認定

年齢は令和3年7月16日現在

| 選定保存技術 | 保 持 者 | | |
|---------------------------|---------------------|-----------------------|--------|
| 名 称 | 氏名（雅号） | 生年月日（年齢） | 住 所 |
| 有形文化財等関係 | | | |
| きくじゅつ きんせいきく 規矩術（近世規矩） | あおき こうじ 青木 弘治 | 昭和30年5月24日 (満66歳) | 大阪府堺市 |
| ひょうそうたて ぐせいさく 表装建具製作 | むらかみ じゅんいち 村上 潤一 | 昭和38年1月18日 (満58歳) | 東京都渋谷区 |
| しつこうひんしゅうり 漆工品修理 | きたむら しげる 北村 繁 | 昭和46年10月12日 (満49歳) | 奈良県奈良市 |

(3) 選定保存技術の選定及び保存団体の認定

| 選定保存技術 | 保 存 团 体 | | |
|----------------------------|-------------------------|------------------------------|---------|
| 名称 | 団体名 | 代表者 | 事務所の所在地 |
| 無形文化財等関係 | | | |
| 箏製作 そうせいさく | 邦楽器製作技術 ほぞんかい 保存会 | 理事長 大瀧 勝弘 りじちょう おおたき かつひろ | 東京都八王子市 |
| 三味線棹・胴製作 しゃみせんさお どうせいさく | 邦楽器製作技術 ほぞんかい 保存会 | 理事長 大瀧 勝弘 りじちょう おおたき かつひろ | 東京都八王子市 |

(4) 選定保存技術の保持者の認定解除

年齢は令和3年7月16日現在

| 選定保存技術 | 保 持 者 | | |
|---------------------|---|----------------------|--------|
| 名称 | 氏名（雅号） | 生年月日（年齢） | 住所 |
| 有形文化財等関係 | | | |
| 漆工品修理 しつこうひんしゅうり | 北村 謙一 (北村 昭斎) きたむら けんいち きたむら しょうさい | 昭和13年1月19日 (満83歳) | 奈良県奈良市 |

II. 解説

[（1）選定保存技術の選定及び保持者の認定]

（有形文化財等関係）

1 表具用木製軸首製作 花輪 滋實

（1）選定保存技術の選定について

① 名称

ひょうぐようもくせいじくしゅせいさく
表具用木製軸首製作

② 選定保存技術の概要

軸首は、軸先、軸端などとも呼ばれ、掛幅装や巻子装など表具の一部材である。軸木の両端に装着され、装飾の一翼を担うとともに、巻き解きの手がかりとする。

軸首は、文化財の内容や表具の形式等により、金工品、木工品、漆工品、牙製品等のほか、水晶、陶磁器等の材質が用いられ、撥軸、切軸（頭切）、印可軸等の形状に加工される。

木工品では、主として黒檀、紫檀など唐木と呼ばれる材が多用される。黒檀は黒色、紫檀は赤褐色を基調とし、堅固、重厚、緻密な材質が珍重された。

軸首は、木取りののち、轆轤を用い刃物により成形するが、寸分違わず纖細な形状に仕上げるためには、材質を見極めるとともに、纖細、正確な加工技術を必要とする。

軸首は、損傷、亡失が比較的多い部材で、修理の際に新調される例が多く、文化財修理に欠かすことができない。近年は需要の減少とともに製作者の数も減少し、同時に良質の材料の入手が困難になってきていることから、良質な表具用木製軸首製作技術に対し保存の措置を講ずる必要がある。

（2）保持者の認定について

① 保持者

はなわしげみ
氏名 花輪 滋實

生年月日 昭和22年7月26日（満73歳）

住 所 埼玉県熊谷市

② 保持者の特徴

同人は、轆轤機械を高性能化させ、多様な形状の刃物を自作するなど用具の改良を行いながら、挽物製作技術の向上に努め、正確かつ纖細な仕上がりをもつ品質の

高い軸首を製作してきた。

③ 保持者の概要

同人は、昭和22年埼玉県の挽物製作を営む家に生まれ、高校卒業後の昭和40年から、父・吟一氏に師事し、種々の木材を対象とした挽物技術を体得した。

同人製作の木製軸首は、重要文化財・絹本著色公餘探勝図巻2巻（独立行政法人文化財機構東京国立博物館蔵、平成11年度修理）、重要文化財・小早川家文書31巻（文化庁蔵、同14年度修理）、重要文化財・絹本著色十王図10幅（神奈川県立歴史博物館蔵、同24～28年度修理）などの修理に用いられるなど、美術工芸品の保存上に欠かせない材料を供給している。

また、技術の鍛磨を行うなかで日本伝統工芸展にも出品を重ね、公益社団法人日本工芸会の正会員になっている。また、工房にて子息を後継者として育成している。

以上のように、同人は表具用木製軸首の製作技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和40年 埼玉県立熊谷高等学校卒業。家業の木工挽物に従事

同 57年 花輪ろくろ工房開設

平成 元年 第36回日本伝統工芸展初入選（以後5回入選）

同 10年 社団法人日本工芸会（現公益社団法人日本工芸会）正会員



（花輪滋實氏）



（轆轤により削り加工を行う様子）

（3）備考

同分野の既認定者

なし

2 美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作 市村 藤一

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

びじゅつこうげいひんほぞんはこひも さなだひも せいさく
美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作

② 選定保存技術の概要

美術工芸品保存箱には、箱の蓋と身を安定的に一体化させるために箱紐を付すことが伝統的に行われてきた。二重箱など大型の箱や茶道具の箱紐には、強靭性、非伸縮性、耐久性に優れ、装飾性をもった真田紐が選ばれた。

真田紐は、紐と称するものの、染色した経糸と緯糸を密度高く織り上げ、単色もしくは文様をあらわした織物である。一重織のものもあるが、箱紐には二重織の一種で表裏二枚を密着させず端部分で綴じ合わせた袋織としたものを主に用いる。同紐は、中世より刀装・甲冑や生活用具に用いられたが、安土桃山時代以降は茶道の隆盛とともに箱紐としての利用が広く普及するなかで、特定の家が特定の色、文様を専有する事例も生まれた。

材料は、かつては先染めした木綿、現在は木綿又は絹の糸が用いられ、経糸・緯糸の準備、製織の準備、製織の各工程を経る。求めに応じた品質の真田紐を織り上げるには、材料の吟味及び織細、正確な熟練の技倆が各工程に求められる。

美術工芸品保存箱紐（真田紐）は、負荷が大きくかかる環境で用いられる。そのため、長期間の使用には耐えず修理に際し新調される例が多く、美術工芸品の保存には欠かすことができない。しかし、手作業を中心に真田紐を製作する技術者は極めて稀少な存在となっており、良質な美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作技術について、保存の措置を講ずる必要がある。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 市村 藤一
いちむら とういち

生年月日 昭和3年9月7日（満92歳）

住 所 東京都板橋区

② 保持者の特徴

材料は経糸に木綿又は絹、緯糸に木綿を用い、明治から大正年間に両親が導入した稀少な木製自動織機にて製織する。適度な硬さの真田紐を製作するために、糸の品質に応じ経糸の張力を適切に調整するなど、各工程において熟練の技術を有している。

また、簾や綜続（「アヤ」と呼称）をはじめ使用する用具や織機の部品類は、その大半を自作し、自ら修理を行うなど用具・部品類の製作、維持管理にも熟達している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和3年東京にて真田紐製作を営む家に生まれた。実業学校卒業後、叔母、姉に師事して真田紐製作技術を習得し、爾来70余年、真田紐製作に専念してきた。

近年の装潢修理に際し、新調される保存箱紐は同人製作のものが多く用いられるように美術工芸品保存修理に欠かせない材料を供給している。現在も子息とともに第一線で仕事を行い、技術・技能の継承を図っている。

以上のように、同人は美術工芸品保存箱紐（真田紐）の製作技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和20年 京北実業学校卒業

同 22年 家業の真田紐製作に従事する

同 40年 有限会社市村真田紐設立、取締役就任

令和 元年 有限会社解散、市村真田紐代表（現在に至る）



（市村 藤一氏）
いちむら とういち



（製織を行う市村藤一氏）

（3）備考

同分野の既認定者

なし

3 在来絹製作 志村 明

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

在来絹製作

② 選定保存技術の概要

染織品は、特に脆弱な材質、構造を有しており、経年による劣化や損傷、褪色の速度が速い。なかでも織物である表具裂や装束類などは、織組織も複雑かつ多種多様で、それぞれに損傷、劣化の様相も異なっている。

染織品の修理において、欠損部の補填や全体の補強のために用いる補修裂、裂損部の縫い、仕立てなどに用いる補修糸、また、中綿に籠める真綿などを用いる際には、個々の文化財に応じた補修裂の織組織や補修糸の性質など、適切な修理材料を吟味検討し、適切に使用しなければならない。

特に、近世以前に製作された染織品修理で用いられる修理材料には、文化財本体の絹と物性が近いことが求められ、在来種の蚕から在來の手法により製糸された糸を用いて製作された絹糸や絹織物が適する事例が少なくない。それゆえ、在来技術による補修裂、補修糸、真綿等の製作は、より適切かつ安定した修理材料を確保する上で不可欠なものとなっている。しかし、絹糸製作は、近代の製糸工業の発展のなかで、養蚕、製糸、精練方法等の変容により、絹糸の性質も変化したことから、今日、在来技術による修理用絹材料の製作者は極めて稀少な存在となっている。

このことから、織細かつ精度の高い在来絹製作の技術に対して、保存の措置を講じる必要がある。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 志村 明

生年月日 昭和27年6月22日（満69歳）

住所 長野県上伊那郡飯島町

② 保持者の特徴

同人の在来絹製作は、日本において養蚕業、製糸業、製織業が近代工業化し、生産技術とともに絹糸の性質が機械生産に適した強度、粘度を有したものに大きく変化する以前の養蚕、製糸、製織の生産技術及び絹糸について、試行錯誤を重ねるなかで再現し、さまざまな蚕種に応じた工程管理を在來の方法によって厳密に行って いる。また、現在は蚕種に適した桑の入手が困難になったため、桑栽培も行うに

至っている。

同人が供給する絹材料（補修裂、補修糸、真綿）は、文化財の修理材料として非常に繊細かつ精度が高く、評価されている。

③ 保持者の概要

同人は、昭和27年東京に生まれた。高等学校卒業後、沖縄県竹富島に渡り、染織工芸、特に絹織物についての技術の修練を積み、養蚕から製糸、製織までの絹織物製作の工程を一貫して行うようになった。その後、石垣島亜熱帯養蚕研究所、現愛媛県西予市野村シルク博物館付属織物館の染織講座講師などを経て、近世以前の日本における絹糸、絹織物の研究及び製織技術の検証を行い、養蚕技術、修理材料としての絹糸製作、製織技術等の再現に努めた。

平成15年以降は、長野県飯島町にて、さらに研究を重ねて、在来技術による再現的な補修裂、補修糸、真綿の製作に従事している。同人の製作する修理材料は、国宝・琉球国王尚家関係資料のうち白地牡丹尾長鳥燕鶴菖蒲文様紅型平絹衣裳（那覇市蔵、平成19年度修理）、重要文化財・蝶梅文様縫狩衣（岐阜県・宗教法人白山神社蔵、平成24～26年度修理）、重要文化財・法会所用具類のうち蚕絵袍（京都府・宗教法人教王護国寺蔵、平成27年度～修理継続中）など、数多くの文化財修理に供給されているほか、絵画の模写材料等にも用いられている。

このように同人は、修理用絹材料（補修裂、補修糸、真綿）の在来製作技術を再現、体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和46年 桐朋高等学校卒業

同 50年 沖縄県竹富島にて染織、養蚕・糸織・製品まで一貫して行う

同 57年 石垣島亜熱帯養蚕研究所設立

平成 5年 愛媛県野村町シルク博物館（現 西予市野村シルク博物館）付属織物館染織講座講師

平成15年 長野県上伊那郡飯島町にて勝山織物株式会社絹織製作研究所
代表就任（現在に至る）



しむらあきら
(志村 明 氏)



(糸繰りをする志村明氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

なし

[（2）選定保存技術の保持者の追加認定]

（有形文化財等関係）

1 規矩術（近世規矩） 青木 弘治

「規矩術（近世規矩）」は、平成5年3月3日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として持田武夫氏が認定されている。現保持者に加えて、青木氏を保持者として「追加認定」するものである。

（1）選定保存技術「規矩術（近世規矩）」について

規矩術は、指矩を駆使して反り上がった軒など建造物各部の立体的な複雑な納まりを定める技術であり、我が国の伝統的な木造建築修理の設計・施工に欠くことができない。中世の末期に至って大成し、工匠間の秘伝として伝承されてきた。近世になって和算の興隆とともに理論づけられ、工匠にとって必須の知識と技術として今日に受け継がれてきている。しかし、昨今の建築業界では、高度な規矩術を必要とする本格

的な木造建築が少なくなり、その技術は次第に低下しつつある。

近世以前の規矩は、基本的な要点をおさえるだけで細部は経験に基づいて建物ごとに臨機に納めたと見られるが、近世の規矩は立体幾何学の理論に基づいて精緻に構成されている。

建造物の修理にあたっては近世規矩の知識が基本となっており、この技術の理解は中世の規矩を把握するうえでも重要である。

このように近世規矩は建造物の修理にあたり、最も重要な技術の一つである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 青木 弘治

生年月日 昭和30年5月24日（満66歳）

住所 大阪府堺市

② 保持者の特徴

同人は、高校卒業後、文化財建造物保存修理技術者として国指定文化財建造物の保存修理に携わる傍ら、複数の現場で規矩術の選定保存技術保持者に指導を受けるなど、規矩術の習得に励んできた。重要文化財浄興寺本堂（新潟県）などでは、緻密な調査を元に建設当時の規矩を解明するなど、調査手腕や豊富な経験に基づく規矩術の知見は高く評価されている。規矩術の研修では長く持田武夫氏を補佐し、その技術を受け継ぐとともに、現在では後進の指導において中心的な役割を果たしている。

③ 保持者の概要

同人は、高校卒業後、財団法人文化財建造物保存技術協会の技術職員に採用され、重要文化財八幡神社本殿及び拝殿（兵庫県）保存修理事業を皮切りに、文化財建造物保存修理技術者として文化財修理の基本技術習得に精進を重ねた。昭和63年以降は主任技術者として、重要文化財寶林寺仏殿・方丈（静岡県）、重要文化財金剛寺金堂ほか2棟（大阪府）等の保存修理事業において設計・施工監理の責任者となり指揮、監督にあたってきた。また、重要文化財旧関川家住宅（高知県）では上田虎介（昭和55年選定保存技術「規矩術（近世規矩）」保持者）に規矩術の薰陶を受け、国宝觀心寺金堂（大阪府）では竹原吉助（昭和51年選定保存技術「規矩術（古式規矩）」保持者）に指導を受けるなど、規矩術の研究と研鑽に努めた。また、重要文化財大乗寺仏殿（石川県）や重要文化財浄興寺本堂（新潟県）等において、綿

密な調査を元に規矩の解明に取り組むなど、同人の建造物修理の調査技術に基づく規矩術の知見は高く評価されている。

平成11年度には持田武夫（平成5年選定保存技術「規矩術（近世規矩）」保持者）が講師を務める規矩講習を受講した。以後は一貫して修理技術者中堅研修や木工技能者研修における規矩術の研修で持田武夫を補佐し、自己の研鑽を積むとともに後進の指導を行ってきた。近年では同研修において中心的な役割を果たしている。

以上のように、同人は、近世規矩の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和49年 山梨県立峠南高等学校建築科卒業
同 年 財団法人文化財建造物保存技術協会（現 公益財団法人）入会
同 63年 文化財建造物修理主任技術者講習会普通コース修了（文化庁主催）
平成 5年 二級建築士免許取得
同 6年 文化財建造物修理主任技術者講習会上級コース修了（文化庁主催）
同 12年 文化財保存修理技術者養成研修修了（建造物修理・軒廻り規矩）
令和 3年 公益財団法人文化財建造物保存技術協会退職
同 年 株式会社文化財構造計画入社（現在に至る）

（主な保存修理例）

| | | | | |
|-------|----------|-------------|-------|---------|
| 昭和50年 | 重要文化財 | 八幡神社本殿・拝殿 | (兵庫県) | 半解体修理 |
| 同 51年 | 重要文化財 | 旧関川家住宅 | (高知県) | 半解体修理 |
| 同 53年 | 重要文化財 | 酒見寺多宝塔 | (兵庫県) | 半解体修理 |
| 同 54年 | 重要文化財 | 林家住宅米倉・衣装倉 | (岡山県) | 解体修理 |
| 同 55年 | 国宝 | 観心寺金堂・建掛塔 | (大阪府) | 解体修理 |
| 同 60年 | 重要文化財 | 専修寺如来堂 | (三重県) | 屋根替部分修理 |
| 同 62年 | 重要文化財 | 寶林寺仏殿・方丈 | (静岡県) | 解体修理 |
| 平成 2年 | 重要文化財 | 大乗寺仏殿 | (石川県) | 半解体修理 |
| 同 7年 | 重要文化財 | 淨興寺本堂 | (新潟県) | 半解体修理 |
| 同 16年 | 特別史跡熊本城跡 | 本丸御殿 | (熊本県) | 史跡復元 |
| 同 21年 | 重要文化財 | 金剛寺金堂ほか二棟 | (大阪府) | 半解体修理 |
| 同 29年 | 重要文化財 | 熊本城宇土櫓ほか十二棟 | (熊本県) | 災害復旧工事 |



あおきこうじ
(青木弘治氏)



(規矩術の研修を行う青木弘治氏（奥左から2人目）,
奥左端は持田武夫氏）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

あげた とらすけ
上田 虎介

(昭和55年4月21日選定・認定～昭和59年1月3日認定解除)

(現保持者)

もちだ たけお
持田 武夫

(平成5年3月3日選定・認定)

2 表装建具製作 村上 潤一

「表装建具製作」は、平成7年5月31日選定保存技術に選定され、現在、保持者として黒田俊介氏が認定されている。現保持者に加えて、村上氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 選定保存技術「表装建具製作」について

表装建具は、絵画や書跡等の装丁のうち屏風装、額装、襖貼付、壁貼付等に用いられる木製の下地骨組及び縁木を指す。下地材料は樹脂が少なく、変形の少ない杉の白太が好まれ、工程は木取り、矯正、削加工、寸法決め、仕口加工、仕上加工、組立の

順をたどる。

前記の形状の書画類は、我が国には一般的な室内調度として極めて多数が伝存するが、修理に際しては原則表装建具の新調が必要となり、製作需要は不斷に存在する。しかし、表装建具のわずかな狂いが文化財の損傷原因となるため、その製作には細やかな神経と正確無比な加工技術が要求される。良質な材料を選別し、伝統的な工法を用い、高度な技術をもって正確に製作された表装建具の需要が大きく低下するなかで、同製作技術に対し保護の措置を講じる必要性がある。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 村上 潤一
むらかみ じゅんいち

生年月日 昭和38年1月18日（満58歳）

住所 東京都渋谷区

② 保持者の特徴

同人の表装建具は、主に秋田の天然杉を材料とする。材料の吟味、極めて繊細かつ正確な加工と組立により、収縮や歪みを極力生じさせず、軽く丈夫な表装建具を製作し、高い評価を得ている。また、装潢の仕事に対する知識と経験が、表装建具製作に役立っている。

③ 保持者の概要

同人は、昭和38年岩手県に生まれた。大学を卒業したのち装潢の仕事に従事したが、平成14年度から山岸光男氏（平成8年選定保存技術「表装建具製作」保持者）に師事し、伝統的な建具製作技術を体得した。

これまでに、国宝・源氏物語関屋澪標図屏風六曲一双（公益財団法人静嘉堂蔵、平成24年度修理）、同・檜図屏風四曲一双（独立行政法人文化財機構東京国立博物館蔵、同25年度修理）、重要文化財・序の舞1面（国立大学法人東京藝術大学蔵、同29年度修理）、琴棋書画図曾我蕭白筆10面（米国・ボストン美術館蔵、同27年度修理）など、屏風装、額装、襍貼付などの国宝・重要文化財を中心に、同人製作の表装建具が多く用いられてきた。このように、美術工芸品の保存上に欠かせない材料を供給している。また、工房において後継者育成にも努めている。

以上のように、同人は表装建具製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和 61 年 早稲田大学第二文学部美術学科卒業
同 年 有限会社市川経師店入社
平成 5 年 有限会社墨仙堂入社
同 9 年 株式会社半田九清堂入社
同 14 年 選定保存技術保持者山岸光男に師事
同 18 年 山岸美術木工合同会社設立 代表社員（現在に至る）



（村上潤一氏）



（組子の組立てを行う村上潤一氏）

（3）備考

同分野の既認定者

（申出解除）

たかだ みつお
高田 三男

（平成 7 年 5 月 31 日選定・認定～平成 30 年 9 月 25 日認定解除）

（死亡解除）

やまぎし みつお
山岸 光男

（平成 8 年 5 月 10 日認定～令和 3 年 3 月 26 日認定解除）

（現保持者）

くろだ しゅんすけ
黒田 俊介

（平成 29 年 10 月 2 日認定）

3 漆工品修理 北村 繁

「漆工品修理」は、平成6年6月27日選定保存技術に選定され、現在、保持者として北村謙一氏（雅号 北村昭斎）が認定されている。現保持者に加えて、北村繁氏を保持者として「追加認定」するものである。

（1）選定保存技術「漆工品修理」について

漆工品は、我が国では古く縄文時代より遺品がみられ、飛鳥、奈良時代にはさらに中国の影響を受け、各種の漆工および装飾技法を発展させ今日に及んでいるが、そこには多種多様な材料と技術が用いられ、その種類は時代とともに発展し、多くを加えるに至っている。

例えば、その構造体としては木質・皮革・紙・布裂等広範囲に及び、塗りの技法も各種下地の変遷、塗重ねの変化など様々であり、装飾技法においては蒔絵・螺鈿・平文・金貝等各種の材料と技法が用いられている。

奈良時代に初例がみられる蒔絵は、漆液の持つ接着力で器面に金粉を定着させて装飾するもので、平安時代以降盛んに行われた我が国独特の装飾技法として最も主要な装飾となり、極めて多くの遺例を今日に遺している。夜光貝などの貝殻を文様に切って嵌入する螺鈿は奈良時代に唐より渡来した装飾技法で正倉院に数多くの遺例が伝存している。平安時代以降も蒔絵に次ぐ装飾の主流として多くの遺例を今日に伝えている。

従って漆工品の修理を行うに当たっては、各時代の材料や蒔絵・螺鈿などの装飾技法を含む製作技法の特色をよく理解した上でなければ、適切な施工を行うことはできない。また、漆工品は、製作後長年月を経て疲労劣化し、様々な様態を呈しているので、そのような現象をよく把握することも必要である。このように漆工品の修理には技法及び材料についての広範な知識と豊かな修理体験に基づく適切な判断力と高度な技術が要求されるものであり、今日そのような人材は極めて稀少となっている。伝統的漆工品修理ないし模造技術の伝承のためにも本件を保存技術として選定することが是非必要である。

（2）保持者の認定について

① 保持者

氏名 北村 繁

生年月日 昭和46年10月12日（満49歳）

住 所 奈良県奈良市

② 保持者の特徴

同人は、数多くの文化財修理・模造製作やこれらの事業に関する調査等を通じて、各時代の漆工品の伝統的技法を理解するとともに、漆工品の装飾に用いられる金属材料についても豊富な知見を有しており、漆工品の修理における信頼が厚い。

③ 保持者の概要

同人は、早くから父・謙一氏（雅号 北村昭斎、平成6年選定保存技術「漆工品修理」保持者）に師事して我が国の伝統的漆工技法を修得した。さらに、大阪芸術大学では、金属工芸コースを専攻し、金工の製作技術を学んだ。

平成7年大学卒業後は、父の助手として正倉院宝物や国宝、重要文化財漆工品等の保存修理事業、復元模造事業等に関わってきた。特に、平成23年頃からは、密陀彩絵箱（宮内庁蔵、正倉院宝物、平成27年度修理）、国宝・黒漆平文大刀拵（茨城県・宗教法人鹿島神宮蔵、令和元～2年度修理）、重要文化財・鳳凰鎗金経箱（独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館蔵、平成29年度修理）等の漆工品の保存修理、国宝・古神宝類及び金地螺鈿毛抜形太刀等（奈良県・宗教法人春日大社蔵、平成25年度から製作中）等の模造製作に主体的に従事し、今日に至っている。また、漆工品修理の後継者育成及び、国内外における修理技術者の指導にも積極的に取り組んでいる。

以上のように、長年の経験に基づいて優れた漆工品修理の技術を正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

平成 7年 大阪芸術大学芸術学部工芸学科金属工芸コース卒業

同 年 奈良国立博物館内漆工修理工房での修理事業に助手として従事

同 23年頃から主担当となり、現在に至る



きたむらしげる
(北村 繁 氏)



(漆固めをする北村繁氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

北村 久造 (雅号 北村 大通)
きたむら きゅうぞう (雅号 北村 大通)

(昭和51年5月4日選定・認定～平成4年12月16日選定・認定解除)

(現保持者)

北村 謙一 (雅号 北村 昭斎)
きたむら けんいち (雅号 北村 昭斎)

(平成6年6月27日選定・認定)

[(3) 選定保存技術の選定及び保存団体の認定]

(無形文化財等関係)

1 箏製作 邦楽器製作技術保存会
そうせいさく ほうがっしきせいさくぎじゅつほぞんかい

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

箏製作
そうせいさく

② 選定保存技術の概要

箏製作は、重要無形文化財「箏曲」や「地歌」等の演奏ばかりでなく、歌舞伎等の演劇や舞踊の上演に用いられる楽器である箏を製作する技術である。箏は、雅樂に用いられる楽箏から分かれて展開した。一般に箏の字を当て「こと」と呼ぶ。全長180センチメートル前後の甲羅状の表板（甲）に対し、ほぼ平らな裏板を接着し、両端を塞いだ形状で、13本の絃を張り、柱と呼ばれる可動式の支柱で絃の音程を調節する。本体は桐材で、各部品は紅木材が多く使用される。

箏の製作は、製材、甲作り、巻きの工程に大別される。製材では、丸太の木立ちを見ながら墨かけ（木取り）を行い、桐材を甲の形状（荒甲）に挽く。荒甲は、1年半から2年かけて天日で干してアクを抜く。甲作りには、甲羅状の山を整える「甲削り」、甲の厚みを確認しながら裏側を削る「中削り」、甲の裏面に彫りを入れる「綾杉彫り」、甲の裏側に木度（サンとも）を渡し、甲と裏板を接着させる「裏板付け」、甲の表面をコテで焼く「甲焼き」、杢目を美しく浮かび上がらせる「磨き」

の工程がある。これらを経て箏本体が完成すると巻きの工程となり、絃を乗せる竜角や雲角、絃を通す金具（芯座）、柏葉の取り付けや口前の加工が施される。このように箏の製作には多数の工程があり、適切な材を見極める技量と、それらを加工する高度な技術が求められる。

以上のように、箏製作は我が国伝統芸能の保存、継承に欠くことのできない技術であるが、邦楽演奏家並びに愛好者の減少により、箏の需要が落ち込み、当該技術の伝承が困難になっているため、早急に保存の措置を講ずる必要がある。

（2）保存団体の認定について

① 保存団体

団体名 邦楽器製作技術保存会
代表者 理事長 大瀧 勝弘
事務所の所在地 東京都八王子市

② 保存団体の概要

同会は、箏製作及び三味線棹・胴製作を行う技術者並びに技術者を擁する事業体を中心に構成される団体である。我が国の伝統音楽に不可欠な箏及び三味線の製作技術の継承と向上を主たる目的として、令和3年6月に設立された。保存会内に箏製作部会を置き、若手技術者育成事業や研修会の実施、用具・原材料の確保に向けた取組などを柱とした事業を行う。

邦楽器製作技術保存会は、箏製作技術を正しく体得し、かつ精通する全国の技術者等を構成員とする箏製作部会を有しており、当該技術の保存継承のための事業を実施するに相応しい団体である。



（甲削り）



（中削り）

（3）備考

同分野の既認定者及び既認定団体
なし

2 三味線棹・胴製作 邦楽器製作技術保存会

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

三味線棹・胴製作

② 選定保存技術の概要

三味線棹・胴製作は、重要無形文化財に指定されている各種三味線音楽のみならず、演劇、舞踊等の上演にも不可欠な楽器である三味線の棹と胴を製作する技術である。三味線の祖型は、中国から琉球を経て、室町時代末に伝來したとされる。これがさまざまに改良されて、江戸時代を通じて近世邦楽の発展に多大の影響を及ぼし、三味線は邦楽になくてはならない楽器となった。

三味線の製作工程は、棹製作、胴製作、仕込み、革張り、仕上げに大別されるが、このうち、重要な工程でありながら製作に従事する技術者が著しく減少している棹及び胴の製作技術を選定し、その保存をはかるものである。

棹には主に紅木や紫檀、花櫛材、胴には花櫛や桑材が用いられる。棹は現在では三つ折が一般的で、継ぎ目部分は枘と受けが作り出されているのみで、それをはめ合わせて一本の棹とするため、その製作には高度の技術を要する。胴は、内側を曲面に削り、綾杉彫りを施す。棹や胴の寸法や重さなどは音楽の種類や地域、演奏家によっても異なるため、その製作には緻密な調整が必要である。三味線棹・胴製作には、各部に最適な材を見極める技量と、材質それぞれの特性や実演奏家の要望に応じて加工する高度な技術が要求される。

以上のように、三味線棹・胴製作は我が国伝統芸能の保存、継承に欠くことのできない技術であり、早急に保存の措置を講ずる必要がある。

(2) 保存団体の認定について

① 保存団体

団体名 邦楽器製作技術保存会

代表者 理事長 大瀧 勝弘

事務所の所在地 東京都八王子市

② 保存団体の概要

同会は、三味線棹・胴製作及び箏製作を行う技術者並びに技術者を擁する事業体を中心構成される団体である。我が国の伝統音楽に不可欠な三味線及び箏の製作技術の継承と向上を主たる目的として、令和3年6月に設立された。保存会内に三味線製作部会を置き、若手技術者育成事業や研修会の実施、用具・原材料の確保に

向けた取組などを柱とした事業を行う。

邦楽器製作技術保存会は、三味線棹・胴製作技術を正しく体得し、かつ精通する全国の技術者等を構成員とする三味線製作部会を有しており、当該技術の保存継承のための事業を実施するに相応しい団体である。



(棹製作の様子)



(三味線の胴)

(3) 備考

同分野の既認定者及び既認定団体
なし

III. 参考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

| 区分 | 選定保存技術 (件) | 保持者数 (人) | 保存団体数 (団体) |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 選定・認定前 | 85 | 53 | ※ 39 (34) |
| 今回の選定・認定 | 5 | 6 | 2 (1) |
| 解除申出 | 0 | 1 | 0 (0) |
| 選定・認定後 | 90 | 58 | ※ 41 (35) |

※ 保存団体には重複認定があるため、() 内は実団体数を示す。

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保持者 ~ 伝承者の養成、技術・技能の鍛磨等のための経費として1人当たり
年間110.6万円

保存団体 ~ 伝承者の養成、技術・技能の鍛磨等のため必要な経費